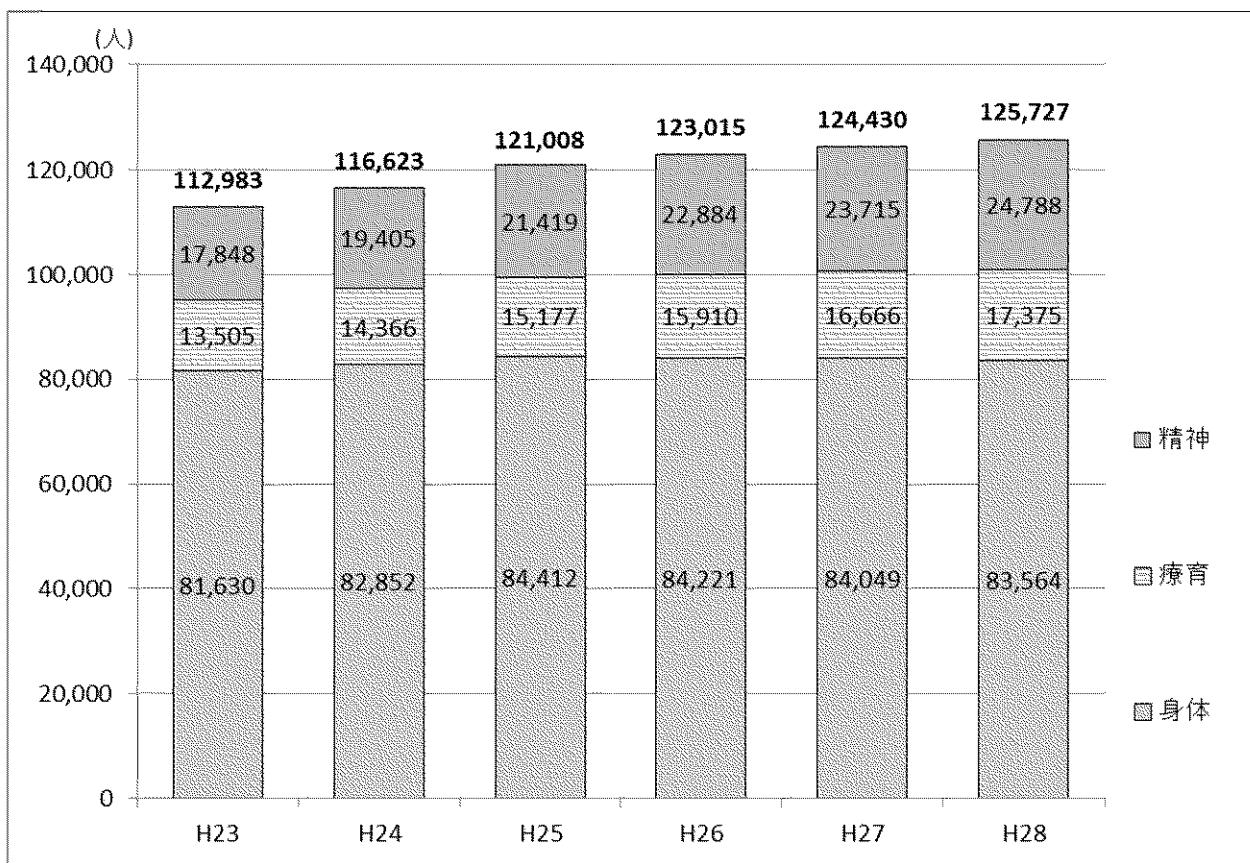


イ 障がい者(児)の状況

障がい者手帳の交付者数の合計は、年々増加しています。これは、障がいに対するサービスの提供体制が充実してきていることなどを要因としているものと考えられます。

- ・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳被交付者数
(各年度末現在数)

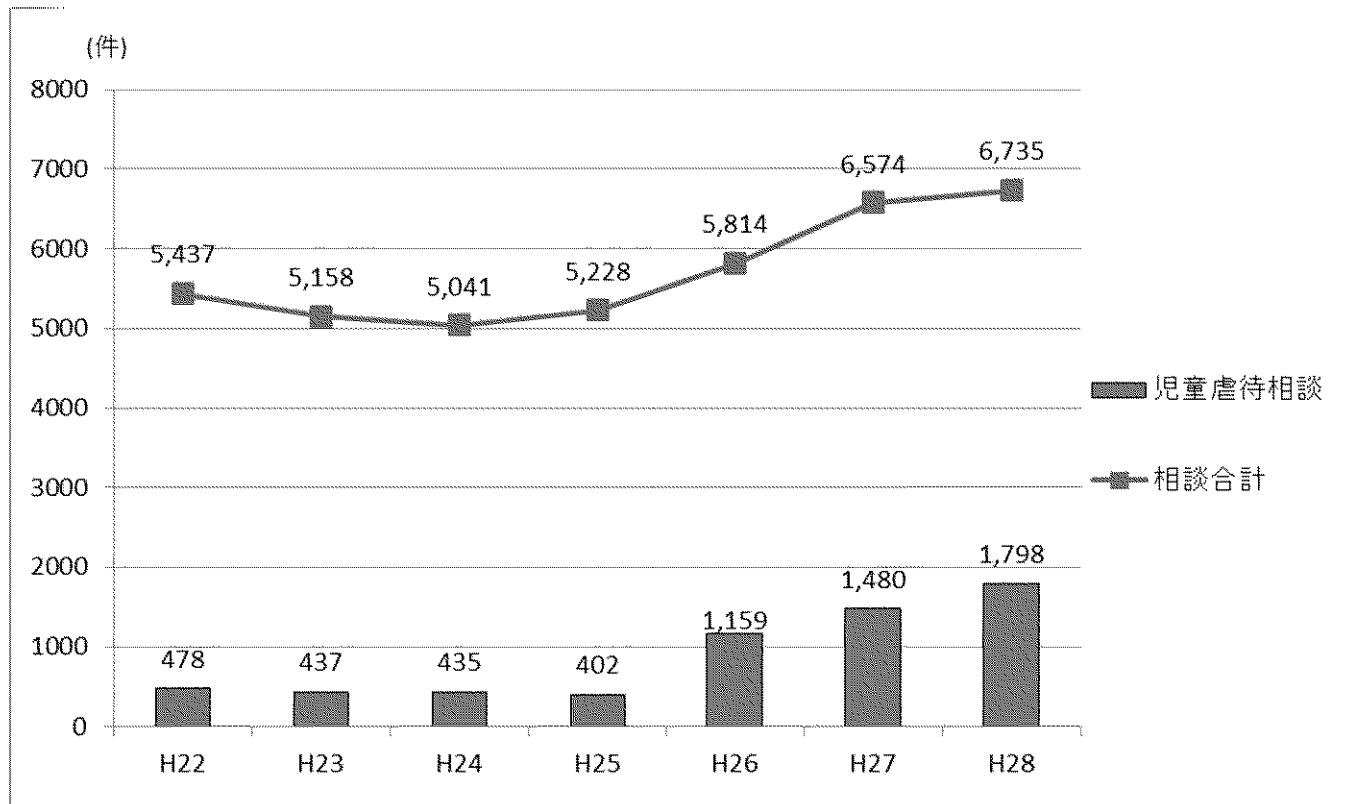


<資料> 札幌市

ウ 課題に直面する子どもの状況

近年、児童相談所への相談件数は増加傾向にあり、特に児童虐待に関する相談は平成 26 年(2014 年)から急激に増加しています。

・児童相談所相談件数（うち児童虐待相談件数）（各年度の合計件数）



<資料> 札幌市

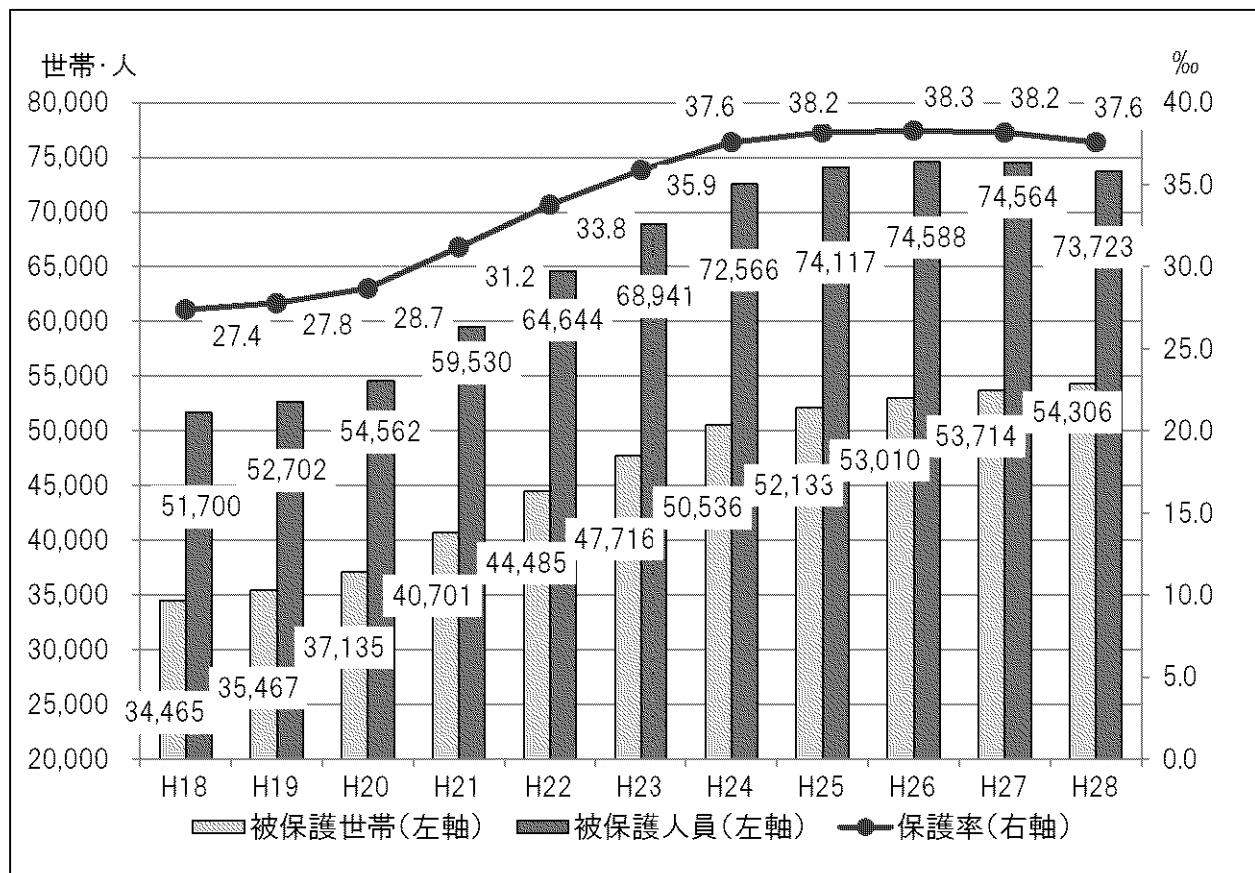
工 生活保護受給者の状況

生活保護を受給する世帯数は、リーマン・ショックのあった平成20年度(2008年度)からの5年間で急激に増加し約1.4倍となりました。平成28年度(2016年度)では54,306世帯で、景気の回復傾向を反映して被保護人員、保護率とともに横ばい傾向にありますが、高齢者世帯の増加等の理由から、依然として高い状況が続いています。

世帯構成のうち、働くことができる方がいると考えられる「その他世帯」の割合は、平成25年度(2013年度)は22.0%でしたが、平成28年度(2016年度)では16.7%へと減少しています。

また、平成28年度(2016年度)における生活保護受給世帯の高校等進学率は97.2%ですが、一般世帯における進学率99.1%を約2ポイント下回っている状況にあります。

・被保護世帯、被保護人員、保護率の推移（各年度平均）



＜資料＞ 札幌市

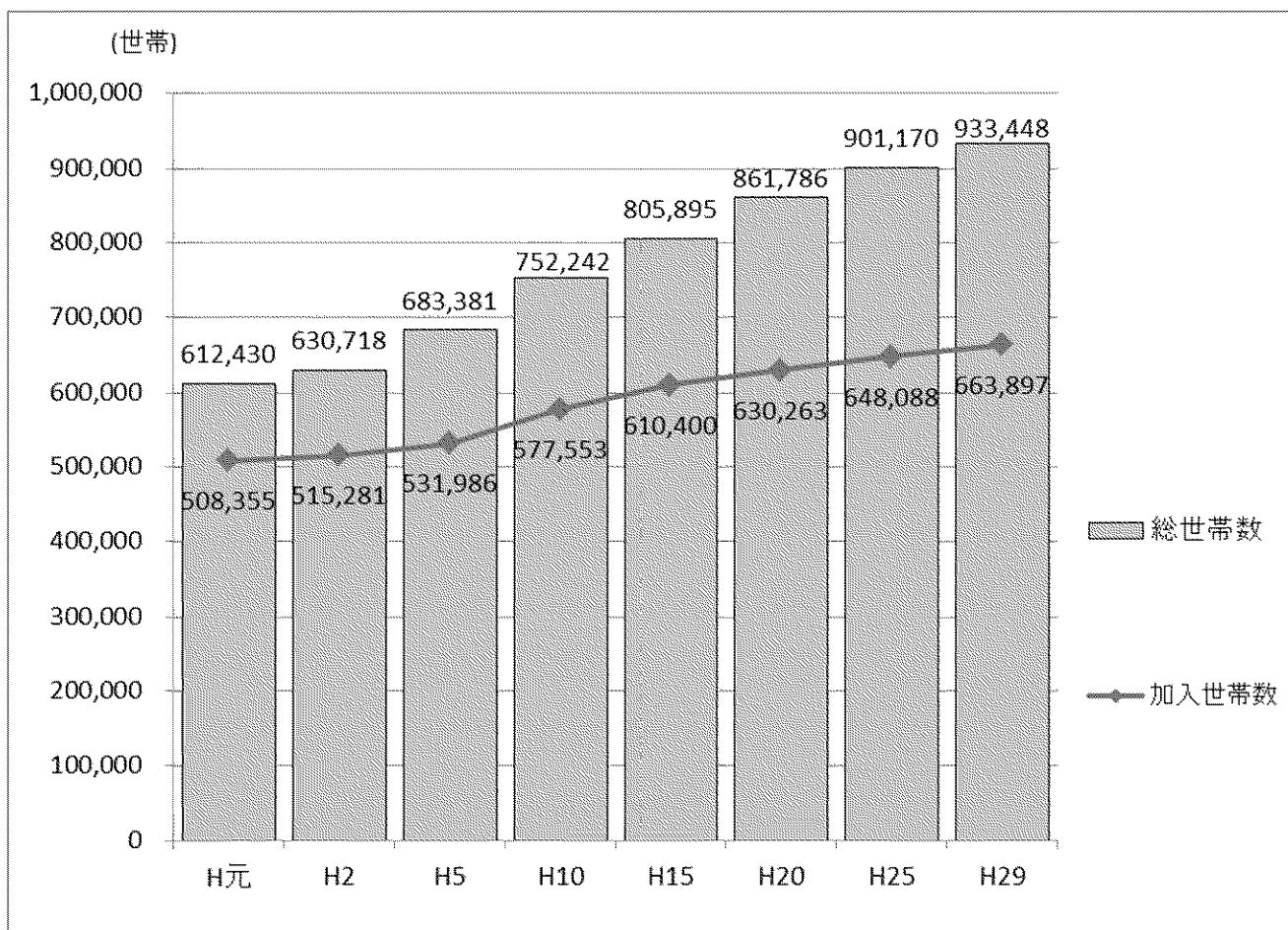
(3) 地域福祉を支える活動者の動向

ア 町内会の活動

都市化の進行、住環境の変化、市民の生活様式の変化等により、地域社会に対する市民の意識が変化しています。近隣の付き合いが希薄になり、地域への帰属意識が低下していると考えられます。

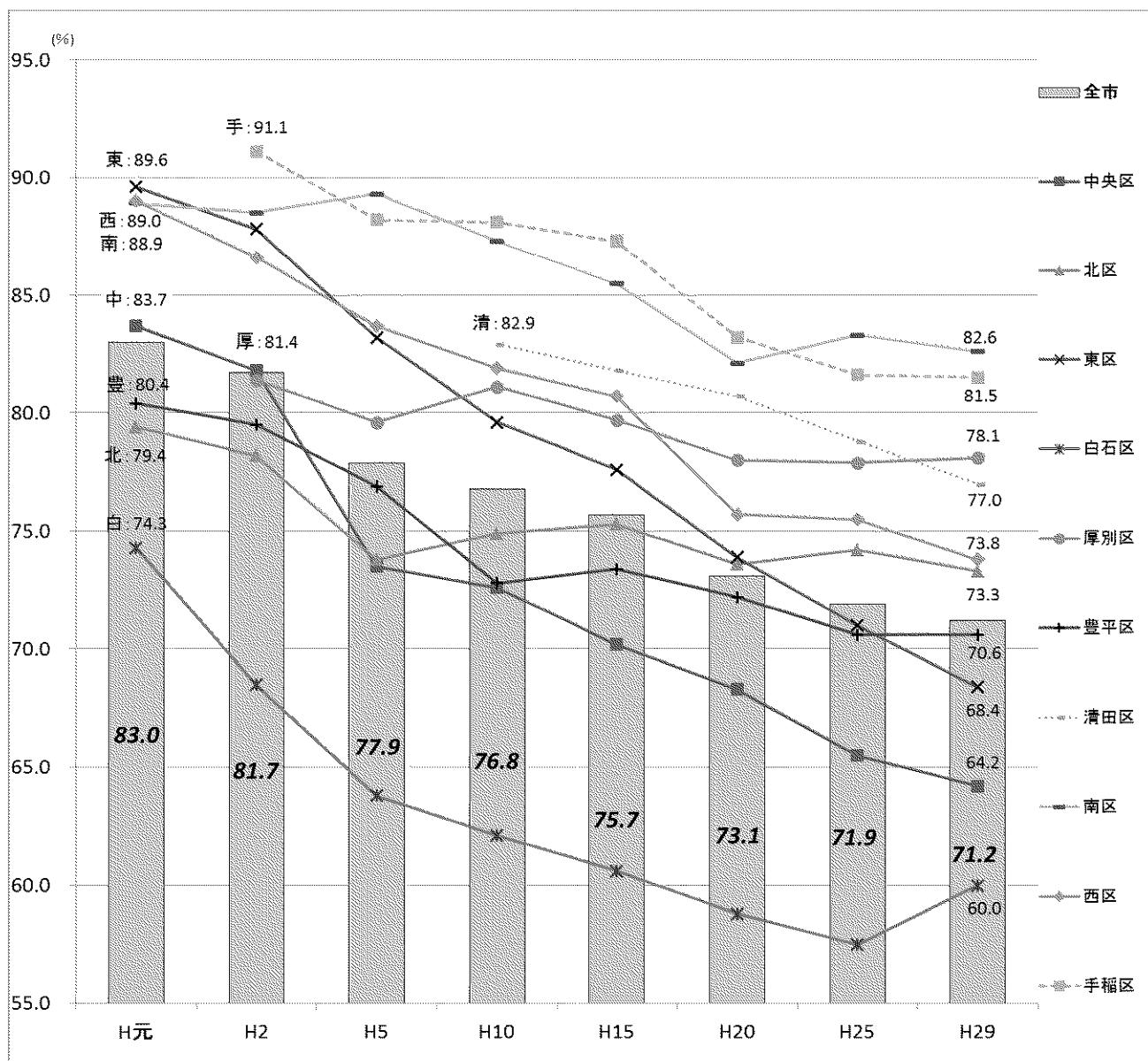
本市の総世帯数、町内会に加入する世帯数は増えているものの、町内会への加入率は年々低下しており、平成 29 年(2017 年)では 71.2%となっています。

・札幌市の総世帯数と町内会加入世帯数の推移（各年 1月 1日現在）



<資料> 札幌市

・町内会加入率の推移（区別含む）（各年1月1日現在）



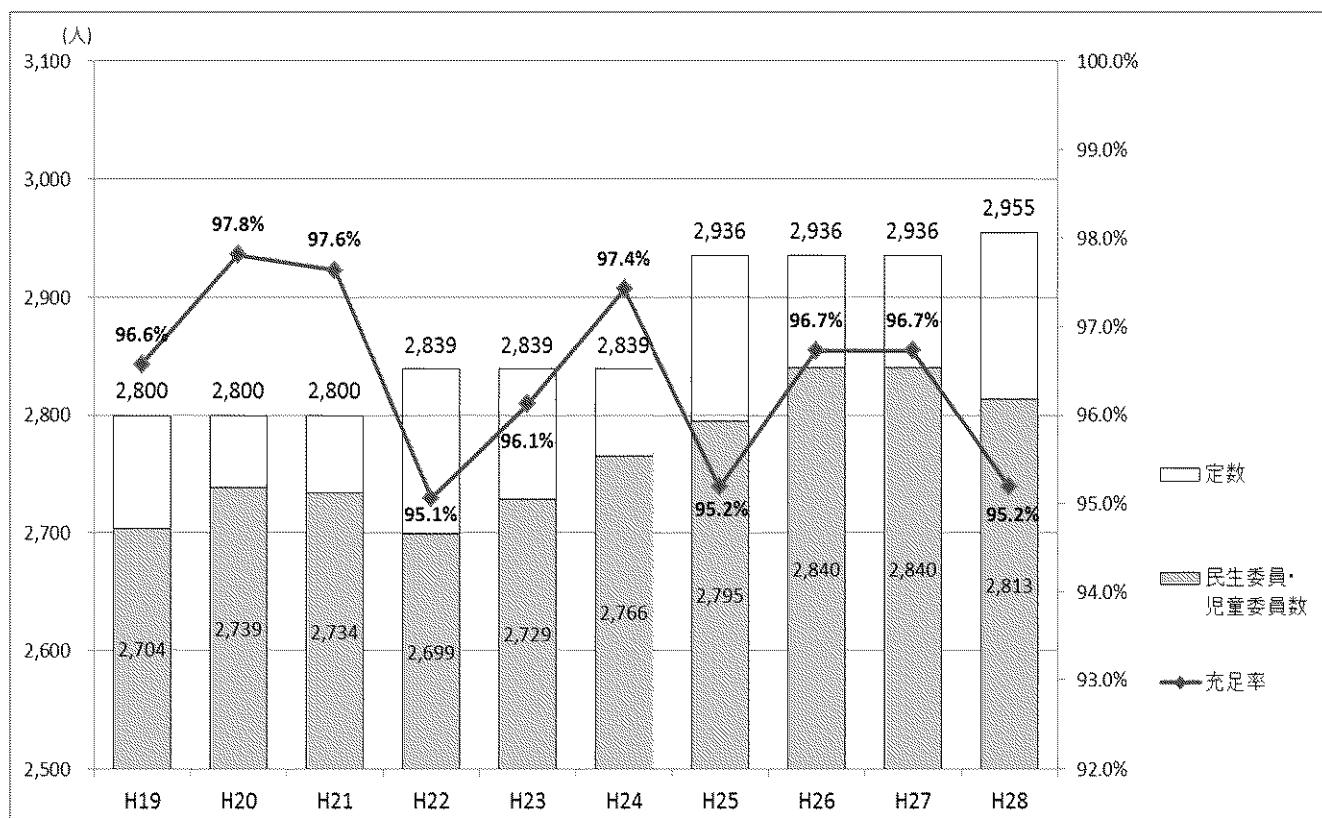
<資料> 札幌市

イ 地域福祉活動従事者の動向

地域には、厚生労働大臣から委嘱される地域住民のボランティアである民生委員・児童委員がいます。民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもち、常に住民の立場に立って相談・援助活動を行うなど、地域の最も身近な相談役として、地域福祉の推進において大きな役割を果たしています。

本市では、3年に1回の一斉改選にあわせて、民生委員・児童委員の定数を見直すこととしています〔直近で平成28年(2016年)に実施〕。欠員が生じている場合は、年3回補充を行っていますが、担い手が不足しており、平成28年(2016年)度末の定数充足率は95.2%となっています。

・札幌市の民生委員・児童委員の定数現員数及び充足率の推移（各年度末現在数）



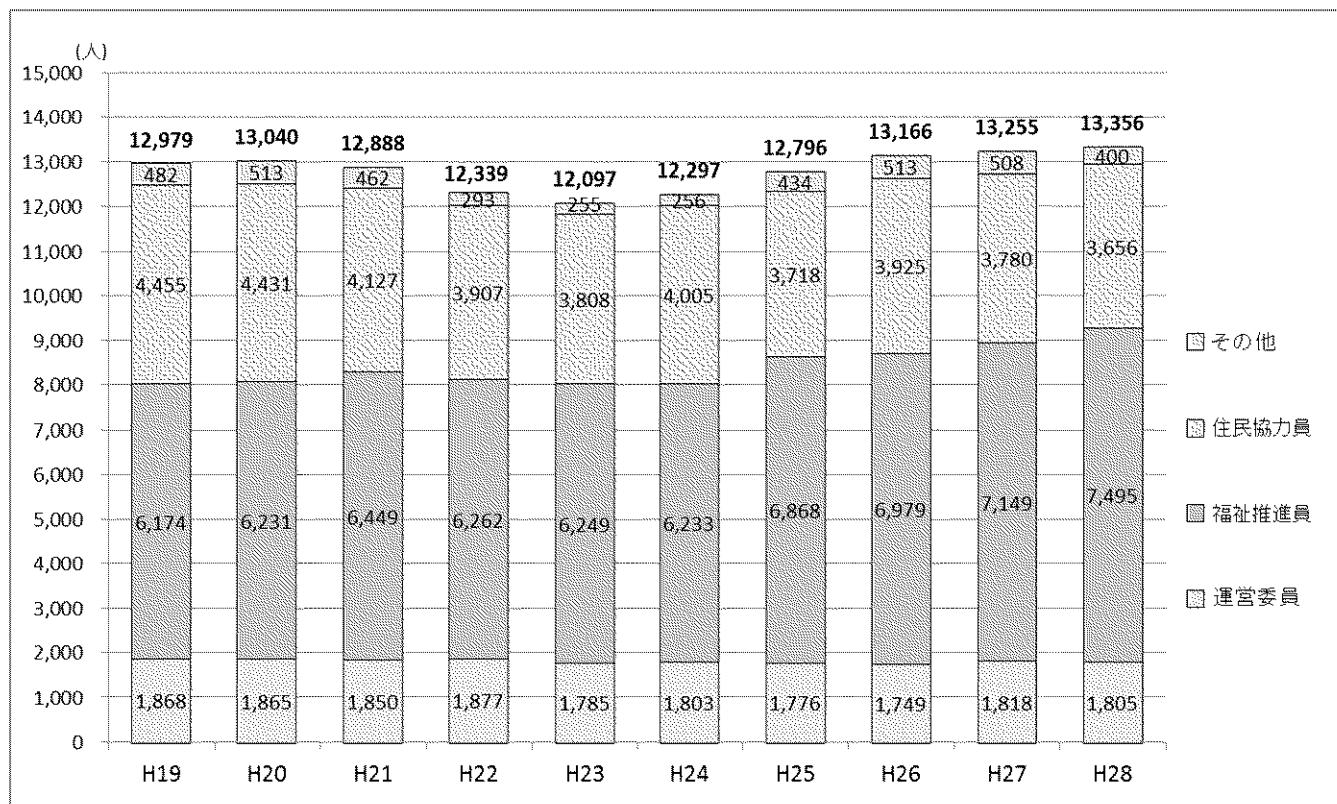
＜資料＞ 札幌市

本市では、高齢者に対する見守り・安否確認など地域における市民の自主的な福祉活動を支えるため、平成7年(1995年)から福祉のまち推進事業を実施しています。

この事業の核となるのは、おおむね連合町内会単位に設置されている「地区福祉のまち推進センター」で、平成28年(2016年)度末では、市内89地区に設置されています。

近年、活動者数は徐々に増えつつあり、平成28年(2016年)には13,356人が福祉のまち推進センターの活動（福まち活動）に参加していますが、活動者からは、担い手が高齢化・固定化しているという声が上がっています。

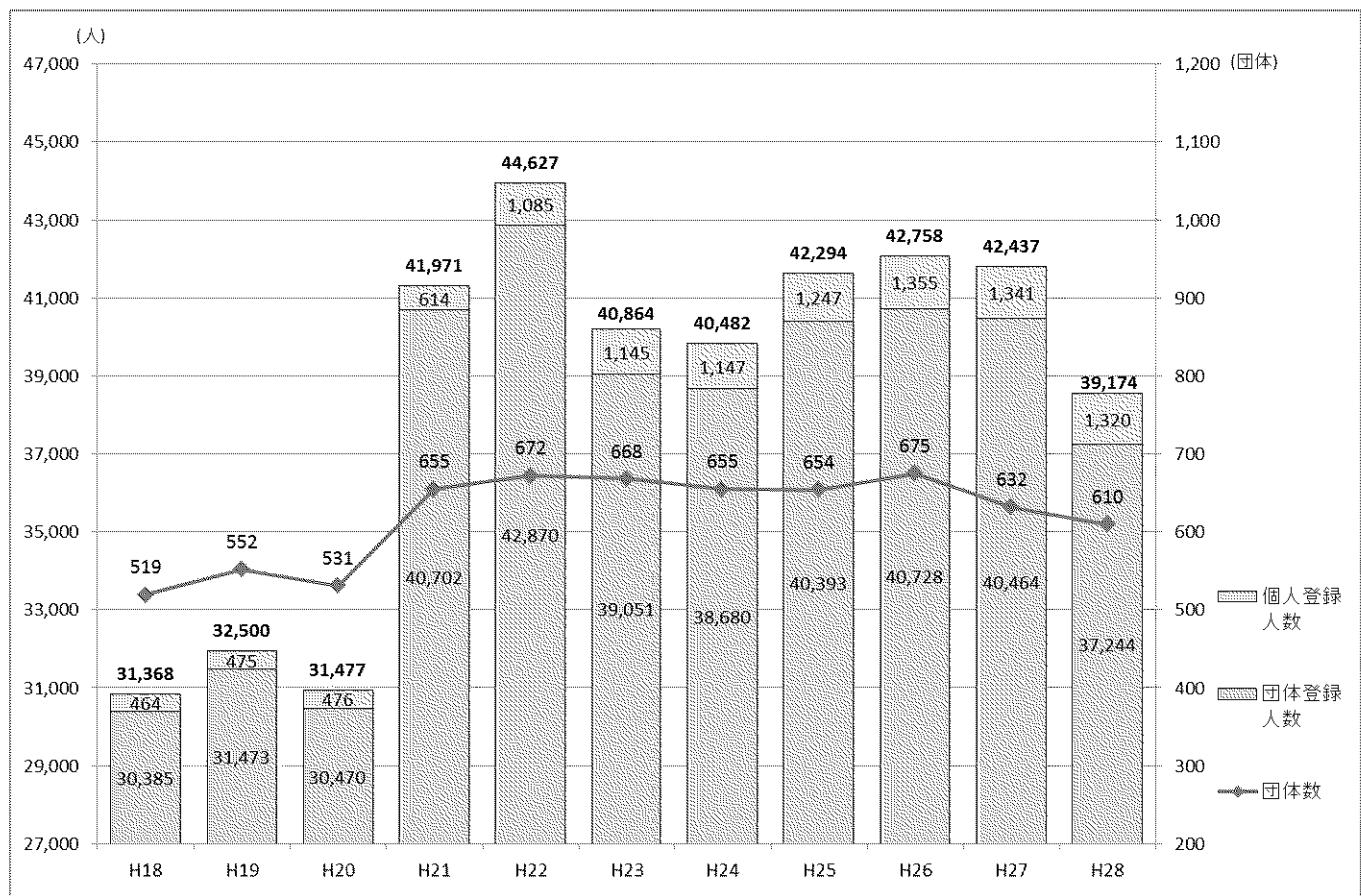
・地区福祉のまち推進センター活動者数の推移



＜資料＞ 札幌市社会福祉協議会「さっぽろの社協」

札幌市社会福祉協議会のボランティア活動センターでは、ボランティアの登録、活動調整等を行っており、近年、ボランティア登録者数は概ね横ばいの傾向にあります。

・札幌市社会福祉協議会のボランティア登録者数の推移（各年度末現在）



<資料> 札幌市社会福祉協議会「さっぽろの社協」

5 第4期札幌市地域福祉社会計画策定に際しての課題

本章で取り上げた国の検討状況、本市の現状・背景や第3期札幌市地域福祉社会計画の振り返りを踏まえて、第4期計画の策定に際して、考慮すべきと思われる主な課題は以下のとおりです。

「社会情勢」や「暮らし」の変化により生じる課題

【課題1】暮らしにくさや困りごとを抱える市民の増加

高齢者、障がいのある方などの増加に伴い、地域で暮らしにくさや困りごとを抱える市民が増えている。

【課題2】社会的に孤立した世帯の増加

近隣関係の希薄化等により社会的に孤立し、深刻な課題を抱えた世帯が埋没する可能性が高まっている(孤立死事例等)。

※市民意識調査の結果(参考抜粋：概要是92、93ページ)

困った時に助け合える親密な近所付き合いがある者の割合 8.5%

困りごとを相談できる相手がない一人暮らし世帯の割合 6.8%

【課題3】複合的な課題や制度の狭間の課題を抱える世帯の増加

生活困窮者に対する自立支援や、以下のような新たな課題を抱える世帯が増えていくことが懸念される。

○複合課題を抱える世帯の例

- ・育児介護の同時進行(ダブルケア)
- ・無職でひきこもり状態にある子どもと要介護高齢者の親

○制度の狭間の課題を抱える世帯の例

- ・ごみ屋敷問題
- ・行政サービスを必要としているが支援を拒否しているケース

地域生活を支える上での課題

【課題4】地域福祉活動の担い手の固定化・不足

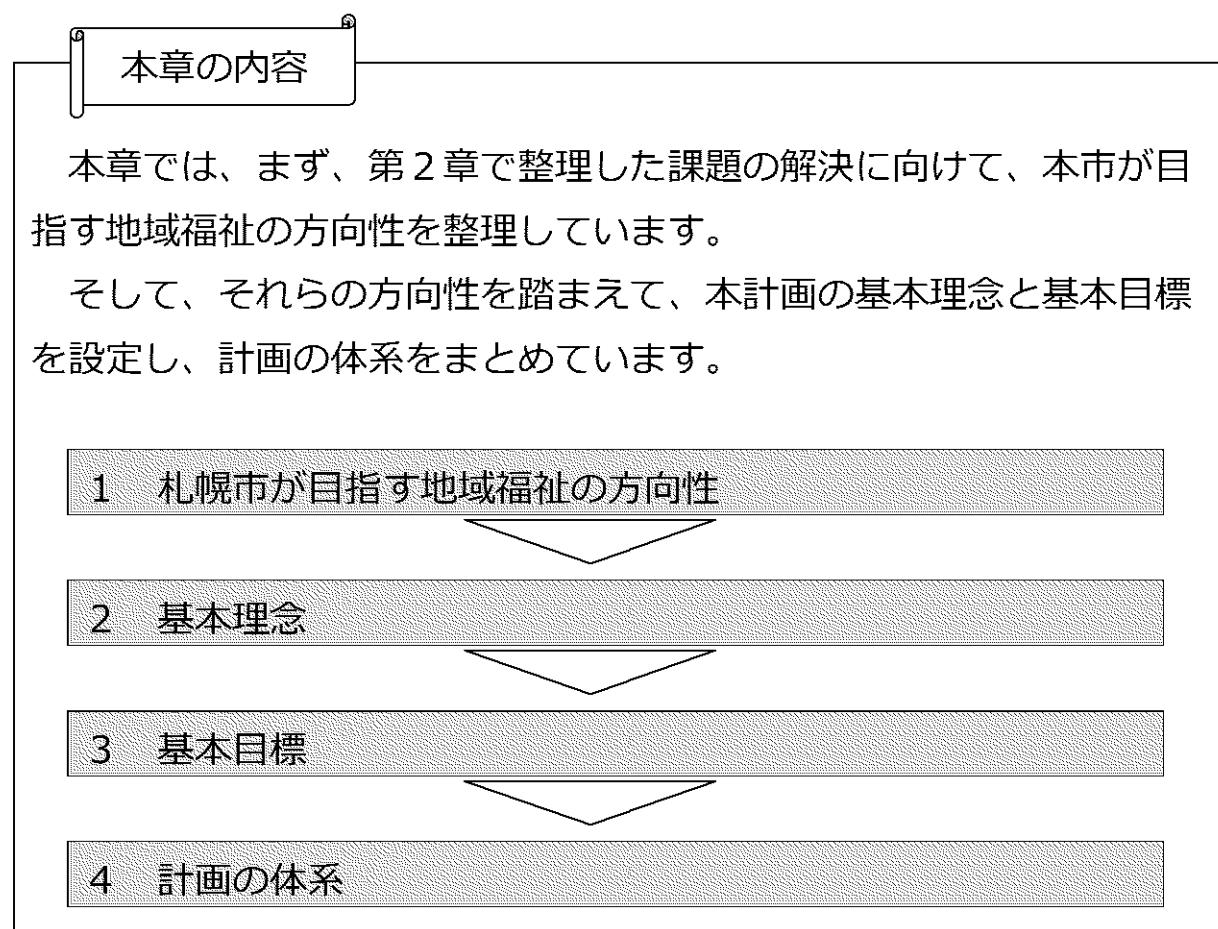
地区福祉のまち推進センターの活動者や札幌市社会福祉協議会のボランティア登録者数が概ね横ばい傾向にあるなど、地域福祉活動の担い手は固定化・不足している。

【課題5】制度の狭間等の課題を抱える世帯への支援体制の確立

介護、障がい、子育て、医療など、対象者ごと、分野ごとに相談支援体制の充実が図られてきたが、複合的な課題や制度の狭間の課題等に対して包括的な対応が困難となっている。

第3章

計画の理念・目標と体系



1 札幌市が目指す地域福祉の方向性

第2章における現状分析から洗い出された各課題を踏まえ、本市が目指すべき地域福祉の方向性を以下の通り定めます。

(1) 地域共生社会の実現について

本市では、市民とその代表である議会、行政が力を合わせて、自分たちのまちづくりは自己自身で決めるという市民自治の考え方を基本としてまちづくりを進めてきました。

また、これまでの地域福祉社会計画の基本理念である「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会の実現」をもとに地域福祉に関する様々な施策を展開してきました。

国が新たに掲げた地域共生社会という考え方は、本市がこれまで行つてきた取組と方向性が異なるものではありません。今後は、国が示す体制整備方針も踏まえて、高齢者、障がいのある方、子どもを含む全ての市民が役割を持ち、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していきます。

(2) 住民に身近な圏域での体制整備について

本市では、区役所や専門機関による相談・支援のほか、市区社会福祉協議会の支援のもと、福祉のまち推進センターが見守り活動や活動拠点での来所・電話相談、日常生活支援活動を推進してきました。

また、市区社会福祉協議会では、福祉のまち推進センターの調整機能の強化に向けて、地域福祉課題の解決調整の中核を担う活動者の養成に向けた取組を進めています。

本市では、これまで地域で育まれてきた福祉のまち推進センター、町内会、民生委員児童委員協議会¹など住民主体の組織を中心とした地域づくりを目指します。

¹ 【民生委員児童委員協議会(民児協)】民生委員・児童委員により構成される組織。本市では、市、区、地区のレベルで設置されている。個々の委員活動を支える役割を果たすとともに、課題別の部会を設置するなどにより組織的な活動も行われる。

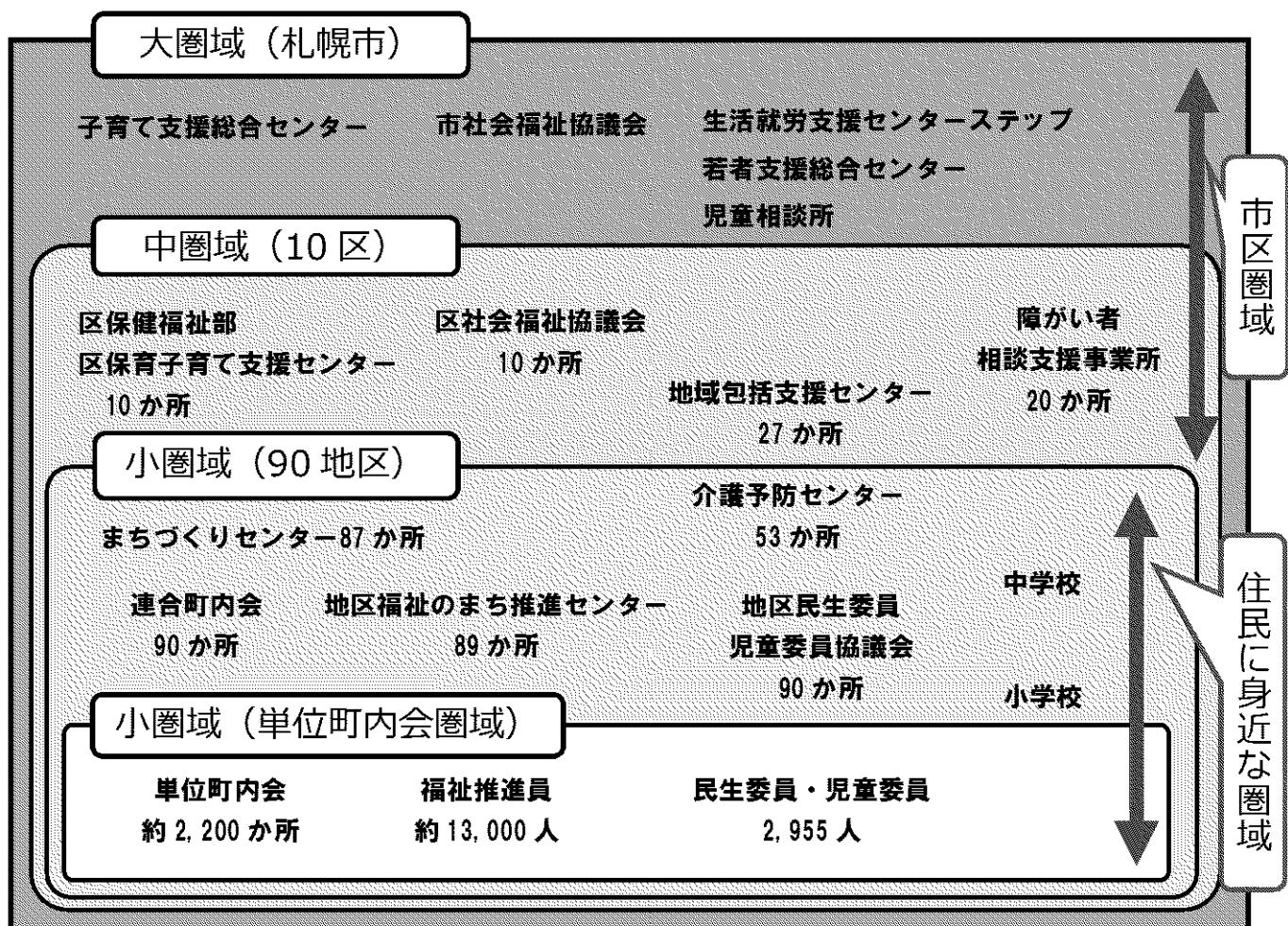
(3) 市区圏域での体制整備について

本市においても、疾病や障がい・介護、出産・子育てなど、人生において支援が必要となる典型的な要因を想定して、高齢者、障がいのある方、子ども、医療などの分野ごとに、支援体制の整備や各種関係機関とのネットワークづくりを進めてきたところです。

一方で、地域においてはニーズが多様化・複雑化しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。地域で解決することが難しい複合・複雑化した課題や制度の狭間の課題に対応するためには、適切な支援機関につなげ、関係機関と住民主体の組織が連携・協働して支援できる仕組みを整える必要があります。

本市では、深刻な課題が地域で埋没することのないよう、関係機関のみならず福祉のまち推進センターなどの住民主体の組織との連携により、必要とされる支援が包括的に行われるような体制を目指していきます。

【札幌市の圏域イメージ】



2 基本理念

これまでの第3期札幌市地域福祉社会計画では、「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」という基本理念のもと計画事業を実施し、地域福祉を推進してきました。

これからも本市の地域福祉をより一層推進し、さらに、第2章で取り上げた本市の課題を克服していくため、この計画の基本理念を次のように定めます。なお、基本理念は、これまでの「安心して暮らせるぬくもりのある地域福祉社会」という考え方を引き継ぎながら、よりイメージがしやすいような表現へと見直しました。

みんなで支え合い

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち さっぽろ

地域福祉の目的は、様々な事情により福祉サービスを必要とするようになつても、家族、友人、知人との関係を保ちながら、文化や趣味などの社会的活動に参加して、いきいきとその地域で暮らし続けることです。

その実現のためには、超高齢・人口減少社会の到来や住民相互の関係の希薄化により増えていく、地域での多様化・複雑化した地域課題に取り組んでいく必要があります。

こうした背景から、今後は、高齢者・障がいのある方・子どもを含む全ての市民が、それぞれの役割をもって地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合えるような住みよいまちづくりを目指していきます。

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ

市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、多様化・複雑化する課題に対応するため、市民に助け合い・支え合いの意識を醸成し、地域福祉活動への主体的参加を推進していきます。

基本目標Ⅱ

**暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い、
的確な支援ができる体制を整えます**

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えていきます。

また、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて今後検討を進めています。

基本目標Ⅲ

安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます

高齢者や障がいのある方などを含む、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、生活環境の整備を進めています。併せて、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していきます。

4 計画の体系

本計画で設定する基本目標を達成するため、本市は8つの施策を展開していきます。8つの施策に対応する主な取組については、第4章に掲載しています。

基本理念	基本目標	施策
みんなで支え合い 住み慣れた地域で 安心して暮らす 続けられるまち さっぽろ	I 市民が互いに支え合うぬくもりのある地域づくりを支援します	1 福祉のまち推進事業による地域福祉力の向上 2 市民の主体的参加による地域福祉活動の推進 3 重層的な見守りや支援活動のための支え合いネットワークの推進
	II 暮らしにくさや困りごとを抱えた市民に寄り添い的確な支援ができる体制を整えます	4 誰もが地域で自分らしくいきいきと暮らすことできる体制の整備 5 生活に困りごとを抱える方に対する支援体制の充実 6 多様な地域福祉課題に円滑に対応する相談支援体制の充実
	III 安全・安心で暮らしやすい環境づくりを進めます	7 市民にやさしい生活環境づくりの推進 8 災害時にも強い地域づくりの推進